

令和6年3月

給水装置工事事業者の皆様へ

西宮市上下水道局 給水装置課

令和6年4月 給水装置工事 設計・施行基準 改定（お知らせ）

平素は、本市上下水道事業にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

表題にあります「給水装置工事 設計・施行基準」の改定について、令和6年4月1日より下記の内容を主とする改定を行います。

工事事業者様におかれましては、令和6年4月1日以降の給水装置工事申請において改定内容を十分留意の上、手続きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 主な改定内容

- ① 2編と4編など、順序等記載場所を入れ替えています
- ② 受水槽給水方式の計画使用水量算定方法を空気調和・衛生工学会便覧のものに変更。（建物ごとの計画使用水量算定根拠が変更されます。）
- ③ 50mmのメータボックスについて、内寸の必要寸法を確保すること
- ④ パイプシャフト内に複数のメータを設置する場合のピット必要寸法については担当者と協議すること
（記載の寸法はあくまで単独設置の場合のみの必要寸法です）
- ⑤ スプリンクラー設備に関する規定を記載
- ⑥ 分岐工事立会時に局が実施する耐圧検査について、サドル分水栓を使用する場合は0.75MPaとする
- ⑦ 3直で設計する場合、配水管最小動水圧（局測定）が「0.30MPa」のとき設計水圧「0.25Mpa」を追加
- ⑧ 直結増圧方式の判断水圧を「0.25MPa」から「0.23MPa」に引き下げ
- ⑨ 水道法の所管が国土交通省に変更したことによる引用元等の修正

【 ※今回の改正では見直し箇所が多いため、早見表も参考に内容をご確認ください 】

※ 近日中に様式の一部を変更しますのでご注意ください。

2. 施行基準運用実施日

令和6年4月1日（月）の給水装置工事申請 受付分より

3. その他

基準書の改定版につきましては、令和5年4月よりホームページで掲載いたします。

以上